

別海町議会会議録

第３号（令和 ３年 ９月１７日）

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 特別委員会付託事件審査結果報告
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第 6 2 号、議案第 6 3 号、議案第 6 4 号) |
| 日程第 3 | | 各議案の討論・採決
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第 6 2 号、議案第 6 3 号、議案第 6 4 号)
(2) 別海町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第 6 5 号） |
| 日程第 4 | 発議第 5 号 | 別海町議会基本条例の制定について |
| 日程第 5 | 発議第 6 号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について |
| 日程第 6 | 発議第 7 号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について |
| 日程第 7 | | 議員派遣の件 |
| 日程第 8 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 特別委員会付託事件審査結果報告
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第 6 2 号、議案第 6 3 号、議案第 6 4 号) |
| 日程第 3 | | 各議案の討論・採決
(1) 予算決算審査特別委員会付託事件
(町長提出議案第 6 2 号、議案第 6 3 号、議案第 6 4 号)
(2) 別海町自治基本条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第 6 5 号） |
| 日程第 4 | 発議第 5 号 | 別海町議会基本条例の制定について |
| 日程第 5 | 発議第 6 号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について |

日程第 6 発議第 7 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
 日程第 7 議員派遣の件
 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1 番 宮 越 正 人	2 番 横 田 保 江
3 番 田 村 秀 男	4 番 小 椋 哲 也
5 番 外 山 浩 司	6 番 大 内 省 吾
7 番 木 嶋 悦 寛	8 番 松 壽 孝 雄
9 番 今 西 和 雄	10 番 小 林 敏 之
11 番 瀧 川 榮 子	12 番 松 原 政 勝
13 番 中 村 忠 士	14 番 佐 藤 初 雄
副議長 15 番 戸 田 憲 悦	議 長 16 番 西 原 浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三	副 町 長 佐 藤 次 春
教 育 長 登 藤 和 哉	総 務 部 長 浦 山 吉 人
福 祉 部 長 今 野 健 一	産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
建 設 水 道 部 長 伊 藤 一 成	教 育 部 長 山 田 一 志
会 計 管 理 者 中 村 公 一	病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 山 宏	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 入 倉 伸 顕
総 務 部 次 長 入 倉 伸 顕	産 業 振 興 部 次 長 佐々木 栄 典
教 育 部 次 長 石 川 誠	総 務 課 長 入 倉 伸 顕
財 政 課 長 角 川 具 哉	ふるさと応援・情報化推進室長 松 本 博 史
税 務 課 長 伊 藤 輝 幸	防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
尾 岱 沼 支 所 長 他 福 原 義 人	福 祉 課 長 干 場 みゆき
介 護 支 援 課 長 高 橋 勇 樹	農 政 課 長 小 野 武 史
水 産 み どり 課 長 佐々木 栄 典	商 工 観 光 課 長 田 畑 直 樹
管 理 課 長 松 田 勝 広	建 築 住 宅 課 長 川 畑 智 明
事 業 課 長 外 石 昭 博	監 査 委 員 事 務 局 長 千 葉 宏
生 涯 学 習 課 長 他 石 川 誠	

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実 主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

10 番 小 林 敏 之	11 番 瀧 川 榮 子
12 番 松 原 政 勝	

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから5日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
10番小林議員。
○10番（小林敏之君） はい。
○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。
○11番（瀧川榮子君） はい。
○議長（西原 浩君） 12番松原議員。
○12番（松原政勝君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。
-

◎日程第2 特別委員会付託事件審査結果報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 特別委員会に付託しました議案の審査結果の報告を議題といたします。
ここでお諮りします。
予算決算審査特別委員会に付託し審査されました議案第62号から議案第64号までの3件につきましては、全員をもって構成した予算決算審査特別委員会で審査を行ったことから、委員長の報告は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。
-

◎日程第3 各議案の討論・採決

- 議長（西原 浩君） 日程第3 各議案の討論・採決を行います。
令和3年度各会計補正予算の採決に入る前にお諮りします。
本件は、全議員で構成する予算決算審査特別委員会で、質疑、討論・採決が行われておりますので、討論は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。
したがって、令和3年度各会計補正予算の討論は省略することに決定しました。
それでは、令和3年度各会計補正予算の採決に入ります。

初めに、議案第62号令和3年度別海町一般会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

議案第63号令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

議案第64号令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議案第65号別海町自治基本条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第4 発議第5号から日程第6 発議第7号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号から発議第7号までの3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 発議第5号

○議長（西原 浩君） 日程第4 発議第5号別海町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○10番（小林敏之君） はい。

○議長（西原 浩君） 10番小林議員。

○10番（小林敏之君） 別海町議会基本条例の制定について、内容説明をいたします。

別海町議会は、町民の直接選挙で選ばれた議員による町的意思決定機関であり、町民の意思を代弁する責務と行政事務執行に対する監視機能及び立法機能の責務を負っています。

議会は、町長その他の執行機関及び住民との対話を重ね、最良な意思を決定し、町民福祉の向上及び持続可能なまちづくりを推進するとともに、既存の枠組みに捉われない新たな政策形成機能を有する政策議会を目指します。

議員には、町民参加による「わかりやすい議会」、議員間討議と委員会活動の強化による「結果を出す議会」、情報共有と議会活性化による「開かれた議会」、政策形成と議会機能の強化による「行動する議会」を基本理念として活動する責務があります。

別海町議会は、このような使命と責務を強く自覚し、不断の努力によって町民の負託に全力で応えるため、議会活動及び議員活動の基礎となる本条例を新たに制定するものです。

それでは、提案内容の説明をいたします。

発議第5号別海町議会基本条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和3年9月17日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会議員、小林敏之。

賛成者、同今西和雄、同戸田憲悦、同松壽孝雄、同木嶋悦寛。

なお、制定文の朗読は省略し、議案資料をもって説明いたします。

議案資料の1ページをご覧ください。

本条例の概要です。

本条例は、前文、全9章の本文及び附則で構成しています。

第1章では、条例の目的と位置づけを、第2章では、条例の目的を果たすために求められる議会運営及び議員活動に関わる活動原則を規定しています。

その活動原則に基づいた議会運営のルール及び施策を第3章から第6章に、同じく議員活動の施策を第7章に規定しています。

第8章では、震災や感染症などの危機管理を、第9章では、条例の運用に関して規定しています。

2ページをお開きください。

前文は、本条例の制定に至った背景、制定に当たっての議会の使命と責務などを述べ、町民の負託に応える決意を明らかにしたものです。

3ページ、第1条は、別海町議会が議会基本条例を制定する目的を明らかにするものです。

3ページから4ページにかけて、第2条は、この条例で使用される用語について、一定の解釈を促すことを目的に用語の意味を明らかにするものです。

第3条は、この条例と自治基本条例との関係を明確にするとともに、この条例が議会における「最高規範」とし、議会基本条例遵守の活動と判断を義務づけるものです。

第1項では、議会基本条例の最高規範性に反しない立法上の留意事項を、第2項及び第3項は、議会基本条例を遵守した議会及び議員の活動及び判断を、それぞれ定めています。

5ページになります。

第4条は、憲法及び地方自治法に規定される議会の主な権能ごとに、前文及び第1条に掲げる「政策議会を目指す4つの基本理念」と関係づけて別海町議会の活動原則を定めています。

第1号では、住民の直接選挙で選ばれる議員で構成される「町民を代表する機関」としての活動原則を、第2号では、「監視・牽制機関」としての活動原則を、第3号では、「議事機関」としての活動原則を、第4号では、自治立法権が付与された地方公共団体において、その条例を定める権限を有する議会の「立法機関」としての活動原則と、住民の声を政治に反映しようとする議会の活動原則を定めています。

5ページから6ページにかけて、第5条は、委員会が持つ主な機能ごとにその活動原則を定めています。

議案の審査や所管事務の調査などを行う常任委員会と特別委員会の活動原則を第1項に、広報・広聴常任委員会の活動原則を第2項に、議会運営委員会の活動原則を第3項に、それぞれ定めています。

6ページから7ページにかけて、第6条は、この条例の目的を果たすための議員の活動原則と議員の政治倫理について定めています。

議員の政治倫理については、その考え方を第2項で規定し、法及び議会の例規で定められているルールの遵守を第3項で規定しています。

第7条は、議長及び副議長の活動原則を定めています。

第1号及び第2号では、地方自治法に規定される議長及び副議長の職務を活動原則とし、第3号では、同法に定める任期中の正副議長の活動、議長不在時の副議長の活動を担保する日頃からの職務の共通理解、及び経験に基づいた議会内部での助言に関して活動原則を定めています。

8ページ、第8条は、委員会活動を牽引する正副委員長の活動原則を定めています。

議会運営を司る議会運営委員長の活動原則を第1号に、議案の審査や所管事務の調査などを行う3常任委員会の委員長の活動原則を第2号に、広報・広聴常任委員長の活動原則を第3号に、それぞれ定めるとともに、全ての委員会の副委員長の活動原則を第4号に、その副委員長の活動原則を担保する日頃からの職務の共通理解に努め、活発な委員会討議を促す正副委員長の活動原則を第5号に規定しています。

9ページになります。

第9条は、議会の会議を運営する原則を定め、町民から見える場所でルールに沿って会議を運営することで「わかりやすい議会」を目指すものです。

第1項は、会議に臨む上で重んじるべき「万機公論」の考え方を、第2項以下は、会議の開催や進行などに関わって地方自治法により議会が定める会議規則などの規定に基づいた秩序を、それぞれ会議運営の原則として定めたものであります。

9ページから10ページにかけて、第10条は、議会への町民参加の各種施策を定め、あらゆる手段によって「わかりやすい議会」となるよう努力し、その結果、町民と議員が気軽に対話する議会を目指すものです。

第1項では、本会議（定例会及び臨時会）への町民参加施策を定めています。

第2項では、委員会活動への町民参加施策を定めております。

第11条は、この条例の目的である「持続可能なまちづくり」を実現するために、次世代を担う町民の議会への参加施策を定めることです。

若者や子供にとっても「わかりやすい議会」を目指すものであります。

第1号で執行機関などの主権者教育への協力について定め、第2号及び第3号では、議会が主体的に未成年の声を聴取する施策を定めております。

第12条は、平成28年度から別海町議会が取り組んでいる「議会モニター制度」について定め、忌憚のない提言を求めることで議会運営及び議員活動を改善し、町民にとって「わかりやすい議会」を目指すものでございます。

11ページになります。

第13条は、第2章各条に掲げる活動原則及び第3章第9条に規定する会議運営原則に共通する「議員間討議」について定め、会議出席者の全ての議員が納得する「結果を出す議会」を目指すものであります。

第1項では、会議に参加する議員の約束事をそれぞれ規定することで議員間討議の基本原則を定めております。

第2項では、協議又は調整の場を積極的に活用した多様な議員間討議について定めております。

11ページから12ページにかけて、第14条は、本会議の審議を補完するために行う委員会の審査又は調査事件を明確に定め、「結果を出す委員会」を目指すものです。

第1項では、本会議から付託される常任委員会の審査事件の種類と本会議に付託を諮るまでの手続を定めております。

第2項では、各常任委員会が担当する調査の範囲を委員会条例に委ねております。

第3項では、広報・広聴常任委員会を除く3常任委員会について、本会議における議案の賛否や政策形成の判断材料を得るために調査すべき事件を定めております。

第4項では、特別委員会の審査又は調査すべき事件について、本会議に付託を諮るまでの手続を定めております。

第15条は、前条の規定により委員会が必要と判断した審査又は調査が計画的かつ機動的に行われ、結果として本会議における政策形成の判断材料となるような論点・争点などが得られるよう、委員会活動のPDCAサイクルについて定め、「結果を出す委員会」を目指すものであります。

13ページになります。

第16条は、「情報公開」の基本的な考え方を定め、「開かれた議会」を目指すものです。

第1項は、「より一層公正で開かれた町政の推進に寄与する」という情報公開条例の目的を達成するために、第2項は、「個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な町政の推進に資する」という個人情報保護条例の目的を達成するために、それぞれ定めるとともに、その運用について規則に委ねるものであります。

第17条は、自治基本条例第7条に規定されている町民への「情報提供」に係る議会の施策を定め、「開かれた議会」を目指すものであります。

前条が、町民の請求に基づき情報を公開する規定であるのに対して、本条では、議会が能動的に町民へ「情報提供」する施策を定めております。

14ページになります。

第18条は、議会内部の「情報共有」に係る施策を定め、「開かれた議会」を目指すものであります。

議会は、常に円滑な活動及び対応が可能となるよう、日頃からの情報共有に取り組むことが重要であり、必要な施策を第1号から第5号に定めております。

第19条は、正副議長の選挙前に地方自治法で定める任期中の所信について表明の機会を設けることを定めます。

第20条は、別海町議会が将来にわたり絶え間なく取り組む議会活性化の一連の手続を定めるものであり、その手続によって、議会活性化計画を策定し、計画の達成状況を町民に公表し、評価を議会モニターに委ねることで、「開かれた議会」を目指すものであります。

15ページになります。

第21条は、専門的知見の支援を議会活性化の原動力にするため、「議会サポーター」について定めるものであります。

16ページになります。

第22条は、この条例の目的である町民福祉の向上と持続可能なまちづくりが達成されるよう、議会と町長が、「住民にとっての最良な政策の形成」という共通の目標を果たさんとする政策論議によって、「開かれた議会」を目指すものであります。

第1項では、本章の「政策形成」に係る各施策共通の基本原則を定め、第2項及び第3項では、質の高い政策を形成するために遵守すべき事項と議事整理の運用をそれぞれ定めたものであります。

第23条は、議会による政策形成について定めております。

第1項では委員会及び議員が、第2項では町長が提案する議案などについて、それぞれその審議による政策形成について定めているものであります。

17ページになります。

第24条は、委員会による政策形成について定めております。

第1項では、地方自治法に基づく委員会による議案の提出を、第2項及び第3項では、委員任期中の調査計画に基づき継続して調査した重要な政策課題に係る執行機関への提言の手段を定めております。

第25条は、議員による政策形成について定めています。

第1項では、一般質問の運用上のルールを、第2項では、一般質問及び議案提出に臨む心がけを、第3項では、一般質問を議員相互に磨き上げる施策を定めており、これらの規定によって議員の政策形成を支援するものであります。

18ページになります。

第26条は、町長が議会に提出する議案などについて、その内容説明及び審議の運用について定めたものであります。

第1項では、政策の論点・争点を明確にするために内容説明を必要とする事項を、第2項から第5項では、別海町議会がこれまで培ってきた政策の審査・審議方法と、議会、委員会、議員及び町長が議論を深めるために取組みすべきことを定めております。

19ページになります。

第27条は、別海町議会が議決すべきと判断する2項目を議決事件に追加するものであります。

地方自治法第96条第1項では、条例、予算などの15項目が自治体議会の議決事件と規定されていますが、同法同条第2項の規定により、自治体議会が独自に議決すべき事件を定めることができます。

第28条は、地方自治法の規定により町長が議会に代わって決断、決定する「専決処分」について、その対象となる事件を別に指定することを定めております。

第29条は、議会運営及び議員活動に必要な議会の予算の確保と予算執行の公表につ

いて定めております。

20ページになります。

第30条は、審議の充実などのために、学識経験者などによる専門的知見の活用について定めております。

第1項では、議決に基づく調査機関の設置について、第2項では、地方自治法に基づく学識経験者への調査の依頼について、それぞれ定めております。

議会には、公聴会や参考人制度が過去から設けられておりますが、これらは、議員又は委員の質疑に対する意見の聴取にとどまります。

第31条は、地方自治法で議会に附置することとなっている図書室の設置及び管理を定めております。

21ページになります。

第32条は、議会事務局の設置及び強化について定めております。

第1項では、地方自治法の規定による議会事務局の設置と職員の定数を定めています。

第2項では、議会運営及び議員活動の支援に必要となる事務局の機能及び体制の強化について定めております。

第33条は、議員定数を定める際に考慮すべき事項を定めております。

第1項では、地方自治法の規定により条例で議員定数を定めることを、第2項及び第3項では、議員定数の改正に当たっては、多様な町民の意見を町政に反映させるための適切な人数を確保するという観点で議論を尽くし、議員が改正議案を提出することを、それぞれ定めております。

22ページです。

第34条は、議員報酬を定める際に考慮すべき事項を定めております。

第1項では、条例で報酬を定めることを、第2項では、報酬改正案の審議に向けて、報酬が議員活動への対価であることを基本としつつも多角的に議論を尽くすことを、それぞれ定めております。

第35条は、議員の研鑽に係る施策について定めたものであります。

議案などの審査や政策形成に関する能力の向上のため、第1項では、計画に基づいた研修及び議員派遣による研修・視察について、第2項では、他の自治体議会との交流や議員連盟による調査・研究について定めております。

23ページになります。

第36条は、多様な議員活動の推進について定めております。

議員には、この条例の目的を達成するために必要となる議会及び委員会の構成員としての活動のほか、行政の所管への問合せや相談、一般質問など、町民の声を町政に届ける個々の活動があります。

これらの活動の前提となる「まちを歩き、町民に寄り添う」努力を第1項に定め、その努力によって議員個々に目指そうとする町政への意見反映については、多様な議員活動のスタイルを相互に尊重することを第2項に定めるものであります。

第37条は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害や感染症などに対する危機管理について定めております。

第1項では、災害などが発生した場合における議員と議会の基本的な対応を、第2項は、その有事における対応と平時の訓練に係る危機管理施策を別途設けることを定めております。

24 ページです。

第38条は、本条例の進行管理と見直しなどの措置について定めたものであります。

第1項では、第1条の目的の達成に向けて、条例全般の運用が適切なものであるかを確認し、必要に応じて見直すことを、第2項では、条例改正時の手続を、それぞれ定めております。

第39条は、本条例に規定する各施策の運用上必要な事項については、別の規則、訓令などに委ねることを定めております。

最後に、附則第1項は、本条例の施行期日を条例の公布の日とし、本条例の規定の効力を現実に発動させることを定めております。

附則第2項では、議会事務局の設置については、本条例第32条第1項で定めることとしたことに伴い、昭和33年7月1日に公布・施行した「別海町議会事務局設置条例」を廃止することを定めております。

以上で発議第5号の内容説明を終わります。

御審議の上、すみやかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発議第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第6号

○議長（西原 浩君） 日程第5 発議第6号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） それでは、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれ

る社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国においては、令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

１、令和４年度以降３年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」において、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

２、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

３、令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については、令和３年度限りとすること。

４、令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

５、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

発議第６号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

令和３年９月１７日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会議員、木嶋悦寛。

賛成者、同小林敏之、同今西和雄、同戸田憲悦、同松壽孝雄。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月１７日、北海道野付郡別海町議会議長、西原浩。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発議第６号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第7号

○議長(西原 浩君) 日程第6 発議第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○7番(木嶋悦寛君) はい。

○議長(西原 浩君) 7番木嶋議員。

○7番(木嶋悦寛君) 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の内容について、御説明申し上げます。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けています。

また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にあります。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることがもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要です。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望いたします。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシー、リダンダンシーというのは、一部の区間の途絶や施設の損壊が全体の機能不全につながるよう、あらかじめ交通や道路、ライフライン施設を多重化したり、予備の手段を用意することによって、危機を防ぐということを言っております。冗長性や余剰を意味する英語です。の

確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

4、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

5、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

発議第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和3年9月17日、別海町議会議長、西原浩殿。

提出者、別海町議会議員、木嶋悦寛。

賛成者、同小林敏之、同今西和雄、同戸田憲悦、同松壽孝雄。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日、北海道野付郡別海町議会議長、西原浩。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上であります。

御審議の上、議員各位の御賛同により、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 発議第7号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) これで、討論を終わります。
これから、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。
したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議員派遣の件

○議長(西原 浩君) 日程第7 議員派遣の件を議題といたします。
内容については、お手元に配付のとおりであります。
お諮りします。
議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。
したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(西原 浩君) 日程第8 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。
各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。
各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。
したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(西原 浩君) これで、本日の日程は、全て終了いたしました。
会議を閉じます。
令和3年第3回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時51分

◎町長挨拶

○議長(西原 浩君) 町長挨拶。
○町長(曾根興三君) 令和3年第3回町議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
議員の皆様方におかれましては、本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重な審議をいただき、全ての案件に御決定をいただきましたことを、まずもって、御礼を申し上げます。
また、今定例会で認定に付しました、令和2年度の各会計決算につきましても、今後、議

員全員で構成します予算決算審査特別委員会において、審査いただくことになります。

大内委員長をはじめ、委員の皆様には、お忙しい中でありますけれども、どうかよろしくお願いを申し上げます。

さて、9月6日から操業が始まりました秋サケ定置網漁ですけれども、9月15日現在、野付・別海両漁協の水揚げ数量は141トン、これは対前年比で言いますと194%という数字になっております。

記録的な不漁であった昨年を上回りますものの、一昨年の同時期とこれ比較しますと、53%ということで、依然厳しいスタートとなりました。

ただし、来遊予測では、昨年よりも下回るという予測でしたけれども、それよりも上回る水揚げとなっているということ、それから1キロ当たりの単価につきましては、昨年より高値で推移していることから、操業が本格的となるこれからの水揚げにぜひとも期待しているところですが、一方心配もしているところでございます。

次に、ふるさと交流館ですが、ボイラー等の機械設備の改修工事のために、10月1日から11月8日まで39日間にわたって休館をすることといたしました。

7月の再開からこれまで、ボイラー1機で運営を行ってきましたが、これからの厳冬期を迎えるに当たりましては、施設や温泉の温度管理、サービス維持のためにはこの工事は欠かせないこととなっております。

御利用をいただいております町民の皆様には、御不便をおかけいたしますけれども、ぜひ御理解をいただき、今後ともを御利用よろしくお願い申し上げます。

次に、プレミアム付商品券についてでございます。

地域経済活動支援事業を活用いたしまして、別海町商工会が実施主体として行いますプレミアム付商品券事業ですが、10月2日から開始を予定しております。

昨年同様のプレミアム率が50%、この超プレミアム商品券に加えて、プレミアム率が60%の飲食店に限定したプレミアム応援券、これが発売されますので、多くの方に御購入、御利用いただきまして、地域経済の回復に寄与することを願っているところでございます。

次に、べっかい宿泊割でございます。

別海町観光協会が主体となりますべっかい宿泊割ですが、緊急事態宣言の発出によりまして、事業実施を延期いたしまして、10月1日から開始予定としております。

なお、実施期間は、来年の2月28日までの宿泊を対象としています。

まん延防止等の措置が発せられた場合には、それらの区域以外にお住まいの北海道民を対象としておりますので、この機会にぜひ、町民の皆様方にも御利用いただきまして、地元の素晴らしい観光資源を再認識いただければと願っております。

続きまして、矢臼別演習場における沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施についてでございます。

9月10日付けで防衛省が訓練計画を公表いたしました。

議員の皆様には、同日付けでお知らせをさせていただいたところですが、矢臼別演習場での訓練は、10月22日から11月2日までの間で、実弾射撃訓練が10日間行われることとなっております。訓練規模は大隊規模ということで、人員は支援部隊を含めて約500名、車両は約100両、155ミリ榴弾砲の砲数は12門ということになっております。

訓練期間中は、夜間・休日を含め職員を待機させまして、北海道防衛局が設置する現地対

策本部等から可能な限り情報を収集し、町民が不安を抱かぬように情報の発信にも努めてまいります。

最後になりますけれども、別海中央中学校野球部の全国大会出場についてでございます。

第5回町議会臨時会の閉会挨拶でも申し上げましたけれども、別海中央中学校野球部は、昨年秋に開催されました新人戦で全道優勝して、コロナ禍により開催が延期されておりましたが、明日9月18日から静岡市で開催される文部科学大臣杯第12回全日本少年春季軟式野球大会全国大会、これに出場するために、昨日出発をいたしました。

先に出場しました全国中体連の経験、千葉で行われました中体連ですけれども、この経験を生かして十分に力を発揮し、本全国大会での活躍を大いに期待しているところでございます。

また、スポーツの話題につきましては、もう1点期待と心配しているものがあります。

それは、来年2月に開催される予定となっております、冬季オリンピック北京大会に関してでございます。

東京オリンピック開催によりまして、東京オリンピックの話題が大変少なかった最近ではございますけれども、別海町出身のスケート選手が、多数出場できる可能性が高いこの北京大会まで、もうあと半年しかありません。

町民挙げて、ぜひ、北京大会に出場が叶う選手の皆さん方を、しっかりと応援していき、議員皆様方の御理解、それから御支援もいただいて、みんなで別海町を盛り上げる、そういう体制でこれから臨んでいきたいというふうに考えておりますので、皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。

以上、申し上げます、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 皆さん、大変御苦労さまでした。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員